

長岡京市立多世代交流ふれあいセンターにおける飲料水等自動販売機設置事業
(一般競争入札)の募集要領

1. はじめに

長岡京市立多世代交流ふれあいセンターに飲料水等自動販売機(以下「自動販売機」という。)を設置することにより、施設利用者及び従事職員等の利便性の向上、余剰スペースの活用並びに収入確保を図ることを目的として、自動販売機の設置事業者を一般競争入札により選定します。

この一般競争入札は、複数の申込者が価格を競い合い、本市であらかじめ決めた価格(以下「予定価格」という。)以上で最も高い入札を行った事業者に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき行政財産の一部を貸しつけ、自動販売機の設置、管理及び運営をしていただく方法です。なお、この入札に参加するには、「長岡京市競争入札心得」及び関連する要領等を熟読した上、入札参加申込が必要となります。

2. 入札物件(別紙1「入札物件表」を参照)

自動販売機の商品については清涼飲料水とします。

※設置場所は、別紙2「入札物件配置図」のとおりとします。

※別紙1記載以上の台数は設置できません。ただし、本市及び設置事業者において協議を行い、合意を得た場合については、本入札で指定している物件以外の増設を行うことができるものとします。

※自動販売機設置のほか、使用済容器の回収ボックスの設置も含まれます。

※自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。

3. 入札参加資格要件

次の要件を全て満たす法人に限り入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 長岡京市契約規則(昭和47年規則第27号)第3条の規定により、一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- (3) 募集要領等の公開及び配布の日から入札日まで、長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税、府税及び市税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。))及び暴力団員等と密接な関

係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当していないこと。

- (7) 自動販売機の設置事業者として平成26年度から申込日までの間で連続して3年以上かつ1台以上の実績を有していること。

4. 入札条件等

(1) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

ただし、貸付期間中であっても、公用・公共用に供するため必要とするときは、貸付契約を取り消す場合があります。

※貸付期間開始にかかる設置について、令和8年4月1日からの稼働を円滑に見込むために必要があると認められる場合は、現行の設置事業者の撤去後から可能とし、その日程調整については本市と協議の上で行うものとします。また、貸付期間満了に伴う自動販売機の撤去についても、本市と協議の上、貸付期間内に行うものとします。

(2) 貸付料

ア 最低貸付料は1,200円/1年間です。

イ 設置事業者として決定した者が入札した価格をもって年間貸付料とします。

ウ 貸付料は、銀行振込み又は長岡京市が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入してください。

(3) 売上状況の報告

設置事業者は自動販売機の月別の売上状況（販売数量及び売上金額）について、本市が求めた時に報告してください。

(4) その他の必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電気使用量測定用の子メーター設置費含む）、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額設置事業者の負担とし、施設管理者と精算方法等について協議の上、納入してください。

5. 設置条件

- (1) 自動販売機は、別紙2「入札物件配置図」に示した場所に、設置してください。

また、電力等使用量計測用の子メーターの設置が条件となります。

- (2) 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で転倒防止措置を講ずる等により、安全に設置してください。

- (3) 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、ペットボトル等密閉式の容器とし、酒類及びたばこの販売は不可とします。

(4) 環境への配慮として、設置する自動販売機は次の3点を満たしていることを条件とします。

ア エネルギー消費効率達成率が120%以上であること。

イ ノンフロン冷媒採用機であること。

ウ 照明にはLEDが使用されていること。

(5) 自動販売機の管理及び販売品目以外の、営利を目的とした宣伝広告類の掲示はできないものとします。

(6) 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて施設管理者と協議をし、決定してください。

6. 維持管理責任等

(1) 盗難事故や破損事故等による損害は、本市の責めによることが明らかな場合を除き、全て設置事業者が負うこととします。

(2) 販売品の納入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこととし、施設の運営及び利用者の妨げにならないよう配慮してください。

(3) 原則として自動販売機1台につき回収ボックス（スケルトンタイプ）を併設し、回収ボックス内の廃棄物は全て回収してください。満杯にならないよう定期・随時に回収し、関係法令等に基づき適切に処分（リサイクル処理等）してください。

(4) 販売品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行ってください。

(5) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ってください。

(6) 自動販売機には故障や不具合等が発生した場合の緊急連絡先を明示し、故障及び苦情については、設置事業者の責任において、迅速・丁寧な対応をしてください。

(7) 品切れや故障、修理その他、緊急性を要するものについては、遅くとも通知した日の翌開庁日までには現場確認を行ってください。

7. 使用上の制限

貸付期間前及び貸付期間中は、次のことを遵守してください。

(1) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、貸付期間中にその取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。

(2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。

8. 貸付契約の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は貸付契約を取り消します。

ア 貸付物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合

イ アによるもののほか、本市の都合により貸付契約を取り消す必要が生じた場合

ウ 貸付契約の条件に違反する行為が認められた場合

エ 設置事業者が入札参加資格を失った場合

- オ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
 (2) 上記(1)のウ～オまでの場合、既に収めた貸付料は還付しません。

9. 原状回復

設置事業者は、貸付期間の満了により自動販売機を撤去する場合は、貸付期間内に原状回復してください。また、貸付契約が取り消された場合は速やかに原状回復してください。

ただし、本市の承諾があったときは、変更された現状のままで返還することができます。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とします。

10. 入札参加申込方法等

(1) スケジュール

1	実施要領等の公開及び配布	令和7年12月1日(月)
2	質疑書の受付期間	令和7年12月12日(金)午後5時まで
3	質疑回答	令和7年12月17日(水)
4	入札参加申込書等の提出期限	令和7年12月22日(月)午後5時まで
5	入札通知書の通知	令和8年1月6日(火)
6	入札日	令和8年1月14日(水)

(2) 申込方法

ア 申込期間

令和7年12月1日～令和7年12月22日 午後5時まで(必着)

持参による受付時間は午前9時から12時、午後1時から午後5時とします。(土日も可能)

イ 提出方法

持参または郵送(令和7年12月22日 午後5時 必着)

ウ 提出先

後述の「13. 申し込み・問い合わせ先」まで提出してください。

(3) 提出書類

①全者

1	入札参加申込書	様式第1号	1部
2	自動販売機及び回収ボックスのカタログ等	仕様・寸法・消費電力等がわかるカタログや写真、または写真を用いた資料を添付すること	1部

3	設置実績を証する書類の写し	自動販売機の設置事業者として平成26年度から申込日までの間で連続して3年以上かつ1台以上の実績を有していることを証するものとして、直近の実績のうちから主なものを提出（最大5件まで） (例：賃貸借契約書や使用許可書の写し等)	1部
---	---------------	--	----

②該当者のみ提出

長岡京市において、令和7年度の競争入札等有資格業者名簿に登録のない団体は以下の書類も提出してください。なお、これらの提出物は今回の入札に限り使用します。

1	誓約書	様式第2号	1部
2	財務諸表または決算報告書	・任意様式 ・直近のもの（営業年数が2年未満の者であっても作成すること）	1部 (コピー可)
3	履歴事項全部証明書	発行官公署において定められた様式のもの（申し込み日から3か月以内に発行されたもの）	1部 (コピー可)
4	納税証明書	・令和7年8月1日以降に発行された証明書 ・法人は納税証明書その3の3（法人税、消費税及び地方消費税）を提出 ・個人は納税証明書その3の2（申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）を提出 ・非課税業者も提出すること	1部 (コピー可)
5	市区町村税に係る完納証明書または納税証明書	・令和7年8月1日以降に発行された証明書 法人所在地の市区町村で発行される ①または② ① 完納証明書 ② 市区町村納税証明書 ・直近2年間分 (令和5年度および令和6年度)	1部 (コピー可)

		・ 納税義務のある全ての税目	
6	委任状（支店・営業所に委任する場合）	様式第 7 号 入札・契約に関する権限を支店や営業所に委任する場合は提出が必要	1 部

（４）質疑書の提出と回答

ア 提出方法

本実施要領等の記載事項及び提出書類作成に関し疑義がある場合は、質疑書（様式第 3 号）またはこれに準じた任意様式に記入し、後述の「13. 申し込み・問い合わせ先」まで持参、郵送、FAX または電子メールにて提出してください。（FAX または電子メールの場合、必ず受信確認を行うこと）

原則として、電話によるものは受け付けませんが、入札の手続きに関する事務的な質疑等については随時お答えしますので、後述の「13. 申し込み・問い合わせ先」までお問合せください。

イ 提出期限

令和 7 年 1 2 月 1 日～令和 7 年 1 2 月 1 2 日 午後 5 時まで（必着）

持参による受付時間は午前 9 時から 1 2 時、午後 1 時から午後 5 時とします。（土日を含む）

ウ 回答

質疑書の提出があった場合のみ、令和 7 年 1 2 月 1 7 日（水）に市ホームページに掲載します。

（５）入札通知書

提出書類を審査後、入札参加者として認められた方へ令和 8 年 1 月 6 日（火）に電子メールにて連絡するとともに、入札通知書等を郵送します（電子メールは、入札参加申込書（様式第 1 号）に記載いただいたメールアドレスに送信します）。なお、令和 8 年 1 月 7 日（水）正午までに入札通知書等が届かない場合はご連絡ください。

（６）事前辞退

入札参加者として認められた方は、入札開始日時までは入札の事前辞退をすることができます。その場合は必ず電話で事前連絡の上、入札辞退届（様式第 4 号）を持参又は郵送により、後述の「13. 申し込み・問い合わせ先」まで提出してください。

11. 入札

「長岡京市競争入札心得」に準じて行います。

（１）入札日時等

令和 8 年 1 月 1 4 日（水）午後 1 時 3 0 分

（２）執行場所

京都府長岡京市長法寺谷山 13-1

長岡京市立多世代交流ふれあいセンター 学習室 2（1 階）

（３）持参及び提出物

1	委任状（様式第 5 号）	代表者でない者が入札しようとする
---	--------------	------------------

		る場合のみ提出
2	入札用封筒に入れた入札書（様式第 6 号・初回用）	封筒には件名を記載すること
3	内訳書（様式第 8 号・初回用）	落札業者は落札後に提出すること
4	入札書（様式第 6 号・2 回目用）	再度入札を行う場合に必要
5	内訳書（様式第 8 号・2 回目用）	—

（４）入札保証金

入札保証金は不要です。

（５）入札金額

ア 入札金額は、**貸付期間 3 年間の総額**を記入してください。

イ 「長岡京市競争入札心得」第 30 条にかかわらず、税込額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む金額）を記入してください。

（６）留意点

ア 執行場所の準備が整いましたら、入室のご案内をいたします。その後、午後 1 時 30 分になりましたら執行場所を施錠します。以降、執行場所へは入室できませんので、余裕をもった時間にお越しください。

イ 席は 1 申込者につき 1 席のみです。複数者でお越しの際は、入札される方以外は会場後方に設ける傍聴席にお座りいただくことになります。

12. 契約の締結

契約の締結は、落札者と協議の上、令和 8 年 1 月 21 日（水）までに行います。

（１）契約保証金は免除とします。

（２）落札金額をもって契約金額とします。

（３）作成する契約書 2 部のうち、本市保管用 1 部に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。

13. 申し込み・問い合わせ先

〒617-8501 京都府長岡京市長法寺谷山 13-1

長岡京市立多世代交流ふれあいセンター

（※長岡京市役所の本庁ではありませんのでご注意ください）

電話：075-955-2100（直）

FAX：075-955-2200（直）

メール：tasedai-c@city.nagaokakyo.lg.jp